

山形県低入札価格調査制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、山形県低入札価格調査実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格の設定及び調査基準価格を下回る価格（以下「調査対象価格」という。）による入札があった場合の対応について定めるものとする。

(調査基準価格の設定)

第2条 要綱第3条第2項に規定する調査基準価格の設定は、別表を基準とする。

(入札の場における対応)

第3条 入札執行者は、入札の結果、最低入札価格が調査対象価格であった場合、入札参加者に対して「落札者の決定を保留する。」と宣言し、「地方自治法第234条第3項ただし書きの規定により、履行の確保が図られるか否かを調査、検討のうえ、落札者は後日決定する。」旨を告げて、入札を終了するものとする。

(調査の実施)

第4条 所管課長等(要綱第6条第2項に規定する者。以下同じ。)は、前条の最低入札価格によってその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを具体的に判断するために、次の内容の必要な事項について、当該最低価格入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳
- (3) 労務・資材等の調達等に関する事項
- (4) 過去に受注した類似業務及び発注者
- (5) 経営状況（決算書類等の分析及び取引金融機関等への照会）
- (6) 信用状況（貸金不払の状況、その他）
- (7) その他必要な事項

(最低価格入札者から徴する書面)

第5条 所管課長等は、前条の調査にあたり、当該最低価格入札者から次の書面を徴するものとする。なお、様式は任意とする。

- (1) その価格により入札した理由を記載した書面
調査対象価格で入札するに至った特殊事情等を確認するもの

(2) 入札価格の内訳を記載した書面

調査対象価格算出（人件費及び資材費等に係る数量・単価、業務管理費及び一般管理費等）の根拠となる内訳書で、調査対象価格の妥当性を確認するもの

(3) 労務の調達予定等を記載した書面

- ア 業務従事者の確保計画、配置予定及び雇用形態等を記載した書面
- イ 労働者災害補償保険の加入状況が把握できる挙証資料
- ウ 過去1年分の賃金支払台帳及び賃金支払明細書の写し
- エ 健康保険証等の写し（自社の者を従事させる場合に限る。）

(4) 資材等の調達予定等を記載した書面

手持資材・機材等の保有状況又は確保の方法を確認するもの

(5) 直近の過去2年間における、国又は地方公共団体との類似業務受注に関する履行を証する書面

(6) 直近の過去2年間の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書等の決算書類

(7) その他必要な書類

付 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

この要領の一部改正は、平成21年4月1日に締結する契約から適用する。

別表

調査基準価格設定基準

種 別	設 定 額
コンピュータ関連開発業務請負契約	入札書比較価格に10分の6を乗じた額
上記以外の業務請負契約	入札書比較価格に10分の8を乗じた額